

【川崎市からのお知らせ】基準の理解に繋がるお役立ち情報メーリングリスト_第3回
「虐待等の禁止」について

障害児通所支援事業所
管理者 各位

障害児通所支援事業所
管理者 各位

いつも川崎市の障害児福祉にご尽力いただき、ありがとうございます。

障害者施設指導課の事業者指導担当では、定期的に事業所を訪問し、各事業者が守るべきルールに沿った運営が行われているか確認する「運営指導」を実施しています。
昨年度から、運営指導で指摘事項が多い項目について、メーリングリスト形式で解説を行っています。今回は、「虐待等の禁止」について解説いたします。

《第3回テーマ：「虐待等の禁止」について》

基準条例では、「従業者は利用児童に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定されています。

また、虐待を防止するため、事業所に対して委員会の開催や研修の実施等の取組が義務付けられています。

今回は、これら事業所に求められる取組について解説します。

①虐待防止委員会の定期的な開催

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する必要があります。

委員会では例えば、

- ・虐待防止に関する取組状況の確認
- ・虐待リスクの把握や分析
- ・虐待事案発生時の検証
- ・再発防止策の検討

などを行います。

また、開催した際は議事録を作成し、保存しておくことが重要です。

②委員会での検討結果の周知

委員会で話し合った内容は、参加していない職員も含めて事業所全体へ周知する必要があります。

③虐待防止に関する研修の実施

全ての従業者に対して、虐待防止に関する研修を定期的の実施する必要があります。
また、新たに採用した職員についても、虐待防止に関する研修を行うことが重要です。研修を実施した際は、研修資料や出席記録等を保存しておいてください。

④虐待防止担当者の配置

事業所内に「虐待防止に関する担当者」を定める必要があります。
担当者は、事業所における虐待防止の取組を中心となって推進する役割を担います。

◎運営指導では、次のような不備が見受けられますので、改めて御確認ください。

- ・虐待防止委員会を開催していない
- ・委員会は開催しているが議事録がない
- ・研修を実施しているが実施記録がない
- ・虐待防止担当者が定められていない
- ・委員会での検討内容が職員へ共有されていない

虐待防止に関する取組は、単に基準を満たすためのものではありません。利用児童の権利擁護を図り、安心して利用できる環境を確保するために実施するものです。

委員会や研修を形だけの取組とするのではなく、日々の支援を振り返り、職員間で共通認識を持つ機会として活用していただければと思います。

なお、報酬基準においては、上記で求められている措置が講じられていない場合、「虐待防止措置未実施減算」の対象となります。昨年度実施した運営指導においても、実際に当該減算に該当した事例が確認されていますので、今一度、取組状況について御確認をお願いいたします。

以上、今回は「虐待等の禁止」についての説明でした。
今後も不定期で基準に関する情報を発信していきます。

引き続きよろしくお願いいたします。

発信元：川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当

TEL：044-200-0082 / 044-200-1479

FAX：044-200-3932

メール：40sidou@city.kawasaki.jp